

会 見 年 月 日	令和6年11月7日（木曜日）		
担 当 課	産業振興部 商工課	（担当者名：宍戸、建部）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6838	（内線：2256, 2259）	FAX：0791-46-3400

ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素奨励金の創設について

1. 趣 旨

赤穂市は令和4年7月に『ゼロカーボンシティ宣言』を行い、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指しております。

脱炭素社会の実現には、赤穂市、市民、事業者の連携した取組が必須であり、特に産業分野におけるCO2削減はその実現に大きな役割を果たします。

このたび、産業分野における脱炭素化を促進するために、脱炭素に資する設備投資に対する奨励制度を設け、事業者の脱炭素に向けた取組を赤穂市として後押しし、脱炭素社会の実現を目指します。

2. 内 容

（脱炭素奨励金の概要）

奨励措置	二酸化炭素排出量の削減に貢献する設備投資について、操業開始後最初に賦課される年度から3年度間の固定資産税（1.4%）相当額の50%を支給		
	限度額	3年度間合計1億円	
対象要件	業種	製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業 又は梱包業 ※現行の工場立地促進条例の対象業種	
	立地場所	工業専用地域、工業地域、準工業地域、その他市長が認める地域	
	投下固定資産総額	大企業	5,000万円以上
		中小企業	1,000万円以上
施行日	令和7年4月1日		

令和7年4月1日より脱炭素奨励金を追加！

工場立地促進条例に基づく 奨励金制度のご案内

赤穂市では、立地企業への設備投資を促進するとともに、企業誘致につなげるため、工場立地促進条例に基づく奨励金制度を設けています。

令和7年4月1日より、産業分野における脱炭素化を促進するために、工場立地促進条例に『脱炭素に資する設備投資』に対する奨励金の制度を設けます。

対象業種	製造業／情報サービス業／道路貨物運送業／倉庫業又は梱包業	
立地場所	工業専用地域／工業地域／準工業地域／その他要件あり	
奨励金種別	工場設置奨励金・雇用奨励金	脱炭素奨励金 NEW!
投下固定資産総額	大企業 3億円以上 中小企業 3,000万円以上	大企業 5,000万円以上 中小企業 1,000万円以上
新規雇用者	大企業 3人以上 中小企業 1人以上	
奨励措置	【工場設置奨励金】 対象となる設備投資等について、操業開始後最初に賦課される年度から3年度間の固定資産税（1.4%）相当額のうち新規雇用者数に応じた割合を支給 ※大企業 5人以上75% 3～4人50% ※中小企業 3人以上100% 2人75% 1人50% 【雇用奨励金】 操業開始後1年を経過した日の属する年度から2年度間の常用新規雇用者について1人20万円支給	二酸化炭素排出量の削減に貢献する設備投資について、操業開始後最初に賦課される年度から3年度間の固定資産税（1.4%）相当額の50%を支給
限度額	【設置】 3年度間 合計5億円 【雇用】 2年度間 合計2,000万円	3年度間 合計1億円
指定申請	着工日の30日前までに所定の関係書類を提出	

【お問い合わせ】

赤穂市 産業振興部 商工課 企業立地推進担当

TEL：43-6838 FAX：46-3400 Mail：kigyoritchi@city.ako.lg.jp